

三重県における介護支援専門員資質向上研修事業 基本指針（平成30年度から）

	厚生労働省通知による対象者	国の基本的な考え方	設定 時間数	三重県の対象者	三重県の考え方	三重県での 時間数	三重県介護支援専門員研修実施における特記事項
							三重県独自の対応
実務研修	法第69条の2第1項に規定する介護支援専門員実務研修受講試験に合格した者とする。	介護支援専門員は、法第7条第5項において、「要介護者又は要支援者（以下「要介護者等」という。）からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況等に応じ適切な居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスを利用できるよう市町村、居宅サービス事業を行う者、地域密着型サービス事業を行う者、介護保険施設、介護予防サービス事業を行う者、地域密着型介護予防サービス事業を行う者等との連絡調整等を行う者であって、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものとして第69条の7第1項の介護支援専門員証の交付を受けたもの」とされ、その養成課程である介護支援専門員実務研修（以下「実務研修」という。）は、施行規則第113条の4第1項において、「介護支援専門員として必要な専門的知識及び技術を修得させることを目的とし」て、同条第2項において、「居宅サービス計画、施設サービス計画及び介護予防サービス計画に関する専門的知識及び技術の修得に係るものをその主たる内容」とすると定められているところである。 したがって、実務研修の内容は、利用者の自立支援を図るために、アセスメントの重要性を認識し、居宅サービス計画、施設サービス計画及び介護予防サービス計画の作成、サービスの利用、モニタリングの実施等のいわゆる「ケアマネジメント」の過程に沿った各段階で必要な視点や手法を修得するとともに、地域包括ケアシステムの中で医療との連携をはじめとする多職種協働の手法を修得できるものでなければならない。	87時間以上	法第69条の2第1項に規定する介護支援専門員実務研修受講試験に合格した者とする。	介護支援専門員は、法第7条第5項において、「要介護者又は要支援者（以下「要介護者等」という。）からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況等に応じ適切な居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスを利用できるよう市町村、居宅サービス事業を行う者、地域密着型サービス事業を行う者、介護保険施設、介護予防サービス事業を行う者、地域密着型介護予防サービス事業を行う者等との連絡調整等を行う者であって、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものとして第69条の7第1項の介護支援専門員証の交付を受けたもの」とされ、その養成課程である介護支援専門員実務研修（以下「実務研修」という。）は、施行規則第113条の4第1項において、「介護支援専門員として必要な専門的知識及び技術を修得させることを目的とし」て、同条第2項において、「居宅サービス計画、施設サービス計画及び介護予防サービス計画に関する専門的知識及び技術の修得に係るものをその主たる内容」とすると定められているところである。 したがって、実務研修の内容は、利用者の自立支援を図るために、アセスメントの重要性を認識し、居宅サービス計画、施設サービス計画及び介護予防サービス計画の作成、サービスの利用、モニタリングの実施等のいわゆる「ケアマネジメント」の過程に沿った各段階で必要な視点や手法を修得するとともに、地域包括ケアシステムの中で医療との連携をはじめとする多職種協働の手法を修得できるものでなければならない。	87時間以上	第7章「ケアマネジメントに必要な基礎知識及び技術」と第16章「アセスメント及び居宅サービス計画等作成の総合演習」において、この研修の要な部分であるが、示されたタイムスケジュールでは理解してもらえないだけの演習を実施できないとの判断した。そこで、時間を確保するために事前課題を課して受講してもらったり、1演習の所要時間を調整したりと限られた時間の中で最大限理解してもらえるように工夫して実施する。
専門研修課程Ⅰ	専門研修課程Ⅰの研修対象者は、原則として、介護支援専門員としての実務に従事している者であって、就業後6か月以上の者とする。 なお、介護支援専門員として、効果的にその専門性を高めるためには早期に受講することが適当であり、就業後3年以内に受講することが望ましい。	個々の介護支援専門員の経験・知識等を考慮し、介護支援専門員専門研修の研修課程を専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱに区分し、それぞれ介護支援専門員の習熟度に応じて実施すること。 また、介護支援専門員が実際に直面している問題を把握し、実際のサービスや施策の状況、介護支援専門員の状況を踏まえた研修内容とすること。 なお、本研修は、介護支援専門員実務研修から連続する一連の研修体系の中に位置付けられるものであり、それぞれ対象となる現任の介護支援専門員の全員が受講することが望ましい。また、専門研修課程Ⅱは、1回の受講で修了するものではなく、一定の期間ごとに、技術の再確認及び向上のために繰り返し受講することが望ましい。	56時間以上	介護支援専門員として実務に就いている者であって、就業後6ヶ月以上の者。	個々の介護支援専門員の経験・知識等を考慮し、介護支援専門員専門研修の研修課程を専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱに区分し、それぞれ介護支援専門員の習熟度に応じて実施すること。 また、介護支援専門員が実際に直面している問題を把握し、実際のサービスや施策の状況、介護支援専門員の状況を踏まえた研修内容とすること。 なお、本研修は、介護支援専門員実務研修から連続する一連の研修体系の中に位置付けられるものであり、それぞれ対象となる現任の介護支援専門員の全員が受講することが望ましい。また、専門研修課程Ⅱは、1回の受講で修了するものではなく、一定の期間ごとに、技術の再確認及び向上のために繰り返し受講することが望ましい。	56時間以上	専門研修課程Ⅰの事例検討には、受講者の持ち寄り事例とし、各受講者1事例を提出すること。提出事例は、演習事例種別7項目のうちの1以上に該当するものであること。 事例検討を集中的に研究するために、各科目の事例検討を1日にまとめて行う。 事例検討を実施するために1日増やしているが、総時間数は変わらないように各科目の時間数（個人ワークの時間）を減らすことで調整している。各科目で減らした分は事前課題として課すことで補っている。 利用者をはじめ家族や関係者等人と接する介護支援専門員として必要な人権課題及び人権擁護等に関する内容について研修課目に盛り込む。
専門研修課程Ⅱ	専門研修課程Ⅱの研修対象者は、原則として、介護支援専門員としての実務に従事している者であって、専門研修課程Ⅰを修了している就業後3年以上の者とする。	個々の介護支援専門員の経験・知識等を考慮し、介護支援専門員専門研修の研修課程を専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱに区分し、それぞれ介護支援専門員の習熟度に応じて実施すること。また、介護支援専門員が実際に直面している問題を把握し、実際のサービスや施策の状況、介護支援専門員の状況を踏まえた研修内容とすること。 なお、本研修は、介護支援専門員実務研修から連続する一連の研修体系の中に位置付けられるものであり、それぞれ対象となる現任の介護支援専門員の全員が受講することが望ましい。また、専門研修課程Ⅱは、1回の受講で修了するものではなく、一定の期間ごとに、技術の再確認及び向上のために繰り返し受講することが望ましい。	32時間以上	介護支援専門員として実務に就いている者であって、専門研修課程Ⅰ修了者かつ就業後3年以上の者。加えて、専門研修課程Ⅱは、一定の期間ごとに、技術の再確認及び向上のため繰り返し受講することが望ましいため、更新後3年以上の者も対象とする。	個々の介護支援専門員の経験・知識等を考慮し、介護支援専門員専門研修の研修課程を専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱに区分し、それぞれ介護支援専門員の習熟度に応じて実施すること。また、介護支援専門員が実際に直面している問題を把握し、実際のサービスや施策の状況、介護支援専門員の状況を踏まえた研修内容とすること。 なお、本研修は、介護支援専門員実務研修から連続する一連の研修体系の中に位置付けられるものであり、それぞれ対象となる現任の介護支援専門員の全員が受講することが望ましい。また、専門研修課程Ⅱは、1回の受講で修了するものではなく、一定の期間ごとに、技術の再確認及び向上のために繰り返し受講することが望ましい。	32時間以上	専門研修課程Ⅱの事例検討には、受講者の持ち寄り事例とし、各受講者1事例を提出すること。提出事例は、演習事例種別7項目のうちの1以上に該当するものであること。 事例検討を集中的に研究するために、各科目の事例検討を1日にまとめて行う。 事例検討を実施するために1日増やしているが、総時間数は変わらないように各科目の時間数（個人ワークの時間）を減らすことで調整している。各科目で減らした分は事前課題として課すことで補っている。 利用者をはじめ家族や関係者等人と接する介護支援専門員として必要な人権課題及び人権擁護等に関する内容について研修課目に盛り込む。

三重県における介護支援専門員資質向上研修事業 基本指針（平成30年度から）

	厚生労働省通知による対象者	国の基本的な考え方	設定 時間数	三重県の対象者	三重県の考え方	三重県での 時間数	三重県介護支援専門員研修実施における特記事項
							三重県独自の対応
再 研 修	次のいずれかに該当する者とする。 ① 介護支援専門員として都道府県知事の登録を受けた者であり、登録後5年以上実務に従事したことがない者又は実務経験はあるがその後5年以上実務に従事していない者で、今後、新たに介護支援専門員証の交付を受けようとする者 ② 実務経験はあるが、その後実務に従事する予定がないとして更新を行わなかった者等で、実務経験後5年を経過する前に再度実務に従事するため介護支援専門員証の交付を受けようとする者。また、介護支援専門員実務研修修了後、相当の期間を経過した者についても、本研修の対象者としてすることができる。	一定期間、介護支援専門員の実務に就いていない者については、実務から離れて相当の時間が経過していることから、直近の介護保険制度等を理解するとともに、地域包括ケアシステムの中で医療との連携をはじめとする多職種協働を図りながら行うケアマネジメントについて、再度必要な視点や手法を修得する。	5.4時間以上	介護支援専門員証の有効期間が満了した者で、新たに「介護支援専門員証」の交付を受けようとする者。	一定期間、介護支援専門員の実務に就いていない者については、実務から離れて相当の時間が経過していることから、直近の介護保険制度等を理解するとともに、地域包括ケアシステムの中で医療との連携をはじめとする多職種協働を図りながら行うケアマネジメントについて、再度必要な視点や手法を修得する。	5.4時間以上	第16章「アセスメント及び居宅サービス計画等作成の総合演習」において、示されたタイムスケジュールでは理解してもらえただけの演習を実施できないとの判断から、時間を確保するために事前課題を課して受講してもらっている。 利用者をはじめ家族や関係者等と接する介護支援専門員として必要な人権課題及び人権擁護等に関する内容について研修課目に盛り込む。
実 務 未 経 験 者 更 新 研 修	研修対象者は、介護支援専門員証の有効期間がおおむね1年以内に満了する者で、介護支援専門員証の交付を受けてから、その有効期間が満了するまでに介護支援専門員として実務に従事した経験を有しない者	介護支援専門員として実務経験がない者と実務に従事している者又はその経験を有する者がそれぞれ有する経験・知識等の差異を考慮し、介護支援専門員更新研修（以下「更新研修」という。）の研修課程を実務未経験者に対する研修と実務経験者に対する研修に区分して実施すること。	5.4時間以上	介護支援専門員証の有効期間が1年以内に満了する者で、介護支援専門員として実務に従事している者又は実務に従事した経験を有する者。	介護支援専門員として実務経験がない者と実務に従事している者又はその経験を有する者がそれぞれ有する経験・知識等の差異を考慮し、介護支援専門員更新研修（以下「更新研修」という。）の研修課程を実務未経験者に対する研修と実務経験者に対する研修に区分して実施すること。	5.4時間以上	第16章「アセスメント及び居宅サービス計画等作成の総合演習」において、示されたタイムスケジュールでは理解してもらえただけの演習を実施できないとの判断から、時間を確保するために事前課題を課して受講してもらっている。 利用者をはじめ家族や関係者等と接する介護支援専門員として必要な人権課題及び人権擁護等に関する内容について研修課目に盛り込む。
主 任 介 護 支 援 専 門 員 研 修	介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する介護支援専門員とする。具体的には、主任介護支援専門員としての役割を果たすことができる者を養成する観点から、居宅サービス計画等を提出させることにより、研修実施機関において内容を確認し、利用者の自立支援に資するケアマネジメントが実践できていると認められる者のうち、以下の①から④のいずれかに該当し、かつ、(別添2)「介護支援専門員専門研修実施要綱」に基づく専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱ又は(別添4)「介護支援専門員更新研修実施要綱」の3の(3)に基づく実務経験者に対する介護支援専門員更新研修を修了した者とする。 ① 専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して5年(60ヶ月)以上である者(ただし、管理者との兼務は期間として算定できるものとする。) ② 「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」(平成14年4月24日老発第0424003号厚生労働省老健局長通知)に基づくケアマネジメントリーダー養成研修を修了した者又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して3年(36ヶ月)以上である者(ただし、管理者との兼務は期間として算定できるものとする。) ③ 施行規則第140条の6第1号イの(3)に規定する主任介護支援専門員に準ずる者として、現に地域包括支援センターに配置されている者④ その他、介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者	主任介護支援専門員研修は、他の介護支援専門員に適切な指導・助言、さらに事業所における人材育成及び業務管理を行うことができ、また、地域包括ケアシステムを構築していくために必要な情報の収集・発信、事業所・職種間の調整を行うことにより地域課題を把握し、地域に必要な社会資源の開発やネットワークの構築など、個別支援を通じた地域づくりを行うことができる者を養成するための研修であることから、適切なケアマネジメントを実践できていることを前提とし、介護支援専門員が実際に直面している問題や地域包括ケアシステムを構築していく上での課題を把握することにより、本研修の修了者が、主任介護支援専門員として役割を果たすことができるよう、効果的な研修内容とする。	7.0時間以上	介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する介護支援専門員とする。具体的には、以下の(1)～(4)のいずれかに該当し、かつ「専門研修課程Ⅰ」及び「専門研修課程Ⅱ」を修了した者とする。 (1) 専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して5年(60ヶ月)以上である者。(ただし、管理者との兼務は期間として算定できるものとする。) (2) ケアマネジメントリーダー養成研修を修了した者又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して3年(36ヶ月)以上である者。(ただし、管理者との兼務は期間として算定できるものとする。) (3) 主任介護支援専門員に準ずる者として、現に地域包括支援センターに配置されている者。 (4) その他、介護支援専門員の業務に関し、十分な知識と経験を有する者であり、次の要件を満たす者。 ・専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して5年(60ヶ月)以上である者。(ただし、地域包括支援センターで常勤の介護支援専門員として包括的支援業務と介護予防支援業務を兼務している期間は算定できるものとする。)	主任介護支援専門員研修は、他の介護支援専門員に適切な指導・助言、さらに事業所における人材育成及び業務管理を行うことができ、また、地域包括ケアシステムを構築していくために必要な情報の収集・発信、事業所・職種間の調整を行うことにより地域課題を把握し、地域に必要な社会資源の開発やネットワークの構築など、個別支援を通じた地域づくりを行うことができる者を養成するための研修であることから、適切なケアマネジメントを実践できていることを前提とし、介護支援専門員が実際に直面している問題や地域包括ケアシステムを構築していく上での課題を把握することにより、本研修の修了者が、主任介護支援専門員として役割を果たすことができるよう、効果的な研修内容とする。	7.0時間以上	独自に変更した部分はない。

三重県における介護支援専門員資質向上研修事業 基本指針（平成30年度から）

	厚生労働省通知による対象者	国の基本的な考え方	設定 時間数	三重県の対象者	三重県の考え方	三重県での 時間数	三重県介護支援専門員研修実施における特記事項
						4 6 時間以上	三重県独自の対応
主任介護支援専門員更新研修	<p>研修対象者は、次の①から⑤までのいずれかに該当するものであって、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間がおおむね2年以内に満了する者とする。なお、特に質の高い研修を実施する観点から、上記の要件以外に、都道府県において実情に応じた受講要件を設定することは差し支えないものとする。</p> <p>①介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者 ②地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年4回以上参加した者 ③日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者 ④日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー ⑤主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者</p>	<p>主任介護支援専門員としての役割を果たすには、多職種との連携や介護支援専門員に対する助言・指導や地域での活動等の実務を通じて、主任介護支援専門員として必要な知識・技術等を高めていくことが必要不可欠であり、地域包括ケアシステムの構築や地域包括ケアの推進など、主任介護支援専門員に求められる役割がこれまで以上に大きくなることを見込まれることを踏まえると、実践を通じた能力向上を担保する必要があることから、継続的な知識・技術等の向上を図るとともに、実践の振り返りにより、更なる資質向上を図る研修内容とする。</p>	4 6 時間以上	<p>以下の①～⑤までのいずれかに該当するものであって、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間がおおむね2年以内に満了する者とする。</p> <p>① 介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者 ② 地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年4回以上参加した者 ③ 日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者 ④ 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー ⑤ その他、介護支援専門員の業務に関し、十分な知識と経験を有する者であり、次の要件を満たす者。 ・当該主任介護支援専門員更新研修の申込締切日から過去5年以内に実務研修の実習生の指導を受入事業所において行った実績のある者。 ⑥ 主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、県が適当と認める者</p>	主任介護支援専門員としての役割を果たすには、多職種との連携や介護支援専門員に対する助言・指導や地域での活動等の実務を通じて、主任介護支援専門員として必要な知識・技術等を高めていくことが必要不可欠であり、地域包括ケアシステムの構築や地域包括ケアの推進など、主任介護支援専門員に求められる役割がこれまで以上に大きくなることを見込まれることを踏まえると、実践を通じた能力向上を担保する必要があることから、継続的な知識・技術等の向上を図るとともに、実践の振り返りにより、更なる資質向上を図る研修内容とする。	4 6 時間以上	<p>主任更新研修の事例検討には、受講者の持ち寄り事例とし、各受講者1事例を提出すること。提出事例は、演習事例種別7項目のうちの3以上に該当するものであること。</p> <p>利用者をはじめ家族や関係者等人と接する介護支援専門員として必要な人権課題及び人権擁護等に関する内容について研修課目に盛り込むこととする。</p>